

松原市教育振興基本計画策定委員会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、松原市教育振興基本計画策定委員会においてなされる会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、松原市教育振興基本計画策定委員会傍聴受付簿（別記様式）にその氏名及び住所を記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第3条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、委員長が傍聴を不適當と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画又は録音をしないこと。ただし、委員長が認める場合は、この限りではない。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動をしないこと。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人がこの要領に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 傍聴人は、会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

附 則

この要領は、平成28年7月22日から実施する。

